

玉城町告示 99号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和2年7月30日

玉城町長 辻村修一

記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
中楽
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日
令和2年7月30日
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体(担い手)の状況
経営体数
法人 2経営体
個人 5経営体
集落営農（任意組織） 0組織
- 4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手は十分確保されている
- 5 農地中間管理機構の活用方針
・今後農地の集約化を目指し、事業等を行う場合には農業者負担が軽減できるように農地の出し手・受け手は原則的に農地中間管理機構を利用する。
中楽地区を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。
中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。
- 6 地域農業の将来のあり方
・中楽地区の地籍数は26ha。改良区受益面積で21.1ha。担い手へ委託している農地の地籍数は改良区データで12.6ha。この地区には担い手がおり地権者が委託している農地の5割超を受けて耕作している。
その他にも近隣の担い手がみえるので、担い手は確保しているが、現在地元で耕作している担い手が個人経営であるため後継者の確保や法人化を目指し、今後の営農継続可能を目指す。
・貸付等の意向が確認された農地は、随時対応する。